

空き家対策防府モデル事業選定委員会設置要綱

令和4年4月13日制定

(設置)

第1条 空き家対策防府モデル事業を実施するに当たり、事業の選定を厳正かつ公正に行うため、空き家対策防府モデル事業実施要綱（令和4年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）第10条第2項の規定により、空き家対策防府モデル事業選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項を所管する。

- (1) 空き家対策防府モデル事業の募集に関する事項
- (2) 空き家対策防府モデル事業の選定に関する事項
- (3) その他事業の選定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、外部委員6人、内部委員1人をもって組織し、委員は次に掲げる団体・機関をもって充て、外部委員は市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 山口県弁護士会
- (3) 一般社団法人山口県建築士会
- (4) 防府市自治会連合会
- (5) 防府警察署
- (6) 山口県
- (7) 防府市消防本部

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は前条第1号の者を、副委員長は同条第2号の者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長は委員長をもって充てる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会は、やむを得ない事由により会議を招集できない場合は、委員に対する回議をもって委員会を開催したものとみなす。

（任期）

第6条 委員の任期は、当該選定に係る委員就任の日から空き家対策防府モデル事業が選定された日までとする。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、防府市土木都市建設部都市計画課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行し、委員会が第2条に規定する所管事務を終了した日限り、その効力を失う。